

2022年度当初予算

**災害時に備えた地域における
エネルギー供給拠点の整備事業**

【災害時専用臨時設置給油設備配備事業】

申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

2022年6月

目次

I. 事業目的及び概要	2
1. 事業内容(要旨)	
2. 予算額	
3. 補助率	
4. 申請資格者	
5. 補助対象設備	
6. 補助金交付限度額	
7. 申請期間	
8. 本事業の注意事項	
9. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)	
II. 補助対象経費等	5
III. 申請の手続き	5
1. 申請方法(提出書類)	
2. 申請及び発注等に関する注意事項	
IV. 補助金の支払手続き	6
1. 実績報告書の提出	
2. 実績報告書の提出書類	
3. 実績報告及び支払等に関する注意事項	
4. 補助金支払請求書の提出	
V. 補助金受給後に生じる義務	7
1. 財産管理	
2. 対象となる財産	
3. 処分制限期間	
4. 財産処分の定義	
5. 処分制限期間中の財産管理の方法	
6. 処分制限期間中の財産処分	
7. 法令順守の義務	

I. 事業目的及び概要

1. 事業内容(要旨)

本事業は、津波被害地域等における燃料供給の早期再開を目的とし、津波被害想定地域に災害時専用臨時設置給油設備を導入する際の設備購入費用を補助します。災害時においては、当該設備を移動タンク貯蔵所(タンクローリー)と緊結し、燃料を緊急車両や復旧車両、容器等に安全かつ効率的に給油又は注油を行うことを目指します。

2. 予算額(国庫補助金)

1. 26億円

3. 補助率

補助対象経費の10/10

4. 申請資格者

- ・石油組合(石油商業組合又は石油協同組合)
- ・自治体(都道府県又は市町村)

※申請資格者の対象地域は、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて平成24年8月29日にとりまとめられた「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」の資料1-2(都道府県別市町村別最大津波高一覧表<満潮位>)において、**想定されている最大津波高が10m以上の市町村及び当該市町村が所在する都道府県**に限る。

【参照】資料1-2(都道府県別市町村別最大津波高一覧表<満潮位>)
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/1_2.pdf

5. 補助対象設備

災害時専用臨時設置給油設備

※当該設備を稼働させるために必要な附帯設備一式を含む

※危険物保安技術協会の性能評価を得ている機種に限る

6. 補助金交付限度額

1台あたり1,400万円

7. 申請期間

2022年 6月20日 ~ 2022年 7月22日(協会到着日)

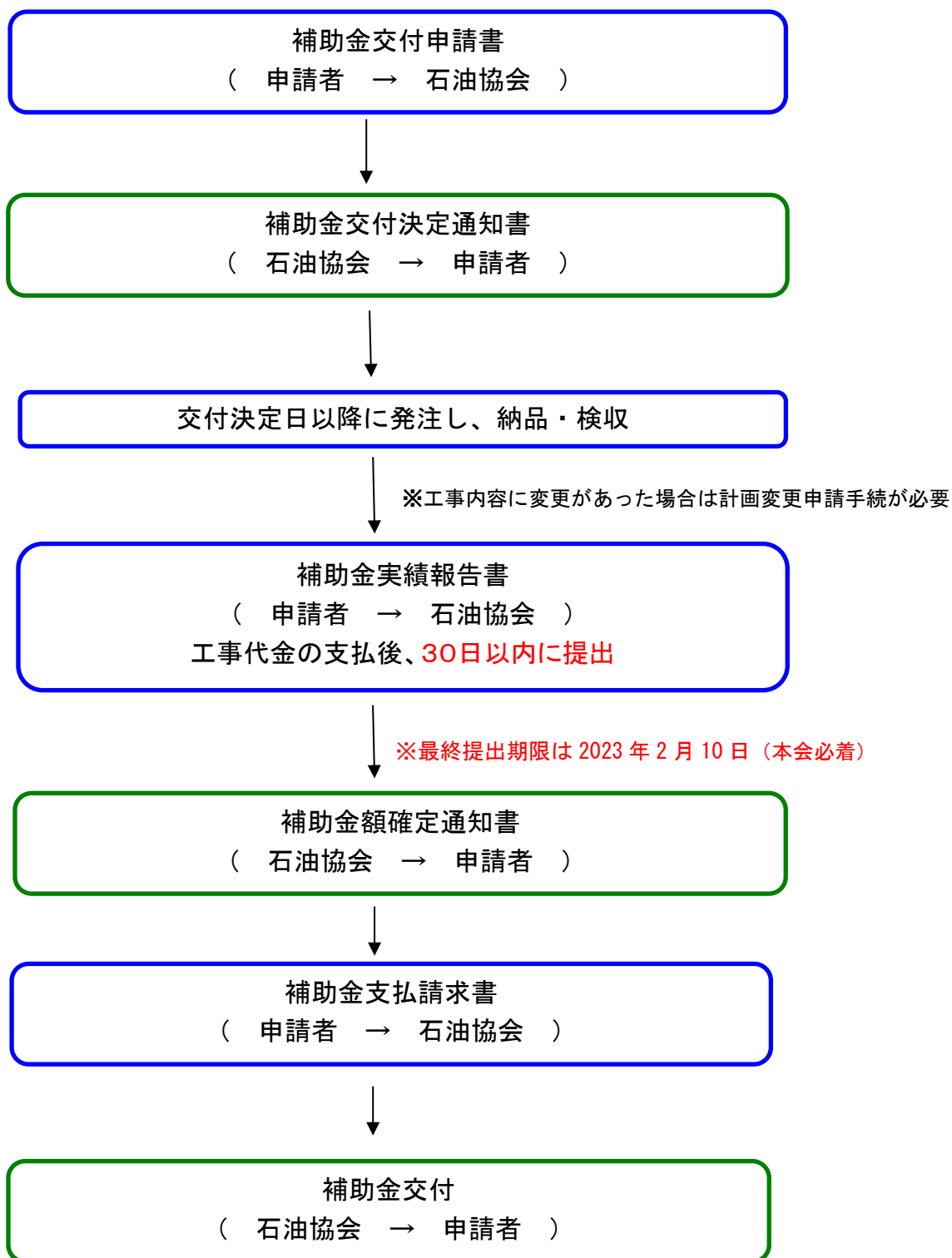
※申請書類受付け後、書類精査のうえ申請期間中から随時交付決定します。

※受付期間内であっても、申請額が予算額に到達したところで、受付終了します。

8. 本事業の注意事項

- 申請書提出後に本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に発注・契約する設備が対象です。既に整備しているものや「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。
- 補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。
 - ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
 - ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておくこと。
 - ・当該証拠書類について、石油協会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。
- 本補助金の交付を受けて設置する設備(消費税抜きの取得単価50万円以上)については、「財産管理」を行う必要があります。(取得単価は補助金受給額ではありません。)処分制限期間中に対象設備を処分する場合、原則補助金の返還が必要です。
- 国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)について、ジーBizインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。
(※)ジーBizインフォとは、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。
【掲載アドレス:<https://info.gbiz.go.jp/>】

9. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)



補助金支払請求書の提出から実際に補助金が送金されるまで、概ね1ヶ月程度要します。

Ⅱ . 補助対象経費等

○補助対象経費及び補助率は、下表の通りです。

補助対象設備	補助対象経費	補助率等
災害時専用臨時 設置給油設備	(補助対象経費) ・本体購入費 ・附帯設備費 (条件) ・移動タンク貯蔵所(タンクローリー)と緊結して使用する機器一式に限る ・危険物保安技術協会の性能評価を得ている機種であること ・中古品も対象	10/10 補助金交付限度額は 給油設備1式あたり <u>1,400万円</u>

Ⅲ . 申請の手続き

1. 申請方法(提出書類)

補助金申請をするときは、交付申請書に以下の書類を添付して、石油協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金交付申請書([様式地エネ第1号](#))

○申請資格に関する誓約書([細則様式1](#))

○暴力団排除に関する誓約書([別紙](#))

○役員等名簿([細則様式4](#))

○2業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書

○取得財産等の管理・処分に関する誓約書([細則様式2](#))

○申請する設備の製品仕様書(パンフレット)等

※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

○その他協会が必要に応じ要請する書類

2. 申請及び発注等に関する注意事項

○取得した見積業者の中から最も安価な業者に発注してください。

○申請段階では発注・契約は行わないでください。

※審査が終了して補助金の交付を決定した場合は、協会より「交付決定通知書」を発行いたしますので、交付決定通知書受理後に発注・契約してください。

※交付決定通知書受理前に受発注・契約した場合は、補助金のお支払いができなくなりますので十分ご注意ください。

○本事業は、リースにより導入する場合は対象となりません。

IV. 補助金の支払手続き

1. 実績報告書の提出

納品が完了し、設備導入に係る代金の支払いが完了した場合は、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

○補助事業完了後、原則30日以内に提出

○最終提出期限は、2023年2月10日(協会到着日)まで

※ 最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんので十分ご注意ください。

2. 実績報告書の提出書類

実績報告を行うときは、実績報告書に以下の書類を添付して、石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

○実績報告書([様式地エネ第10号](#))

○「受発注書写し」または「契約書写し」

○導入した設備に係る「請求書写し」

○代金支払いに係る「金融機関振込依頼書(金融機関受付印のあるもの)写し」

○検収書写し

○整備した設備の日付入り写真(保管場所の全景写真、設備の写真)

○納入業者からの次のいずれかの書類

・納品書写し

・作業報告書写し

・その他納品したことがわかる書類

○消防届出がある場合は「軽微な変更届出書写し」

○取得財産等管理明細表([様式地エネ第18号](#))

○その他協会が必要に応じ要請する書類

3. 実績報告及び支払等に関する注意事項

○実績報告書及び添付書類で設備導入や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。

○申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。

○補助金額の確定は、納入業者への支払実績に基づき確定します。

4. 補助金支払請求書の提出

石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金支払請求書(様式地エネ第16号)

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

V. 補助金受給後に生じる義務

1. 財産管理

本事業は、設備本体に対して補助金が交付されるため、申請者(補助金受給者)は下記の財産管理を行う義務が生じます。適切・確実な財産管理を行うとともに、実績報告書の提出時には「取得財産等管理明細表(様式地エネ第18号)」を必ず添付してください。

2. 対象となる財産

取得価格が単価50万円(消費税抜き)以上の設備

3. 処分制限期間

【新品の場合】

補助対象設備名	処分制限期間
災害時専用臨時設置給油設備 (附帯設備含む)	8年

【中古の場合】 ※国税庁ホームページより

経過年数	処分制限期間
・上記「新品」の処分制限期間の 全てを経過している場合	「新品の処分制限期間×20%」の期間

<p>・上記「新品」の処分制限期間の一部を経過している場合</p>	<p>「(新品の処分制限期間－経過年数) ＋(経過年数×20%)」の期間</p>
<p>○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。 ○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。 ＜計算例＞ 新品の処分制限期間:8年(経過年数:4年の場合) (8年－4年)＋(4年×20%)＝4.8年→<u>4年</u>(端数切り捨て)</p>	

(注意)

- 「処分制限期間」は、補助事業上の処分制限期間を示しているもので、取得した財産を償却する際の法定耐用年数を示しているものではありません。
- 補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。
 - ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
 - ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておくこと。
 - ・当該証拠書類について、石油協会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。
- 国の補助金で実施していますので、所得税法第42条及び法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てた場合には、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定を適用することができます。
- 処分制限期間中に、何らかの理由により補助金を受給した設置設備を処分しなければならない場合、原則受給した補助金の一部又は全部の返還が必要となりますので、ご注意ください。

4. 財産処分の定義

○補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

処分方法	処分内容
転用	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない目的外使用
譲渡	取得した設備・機器の所有者の変更

交換	取得した設備・機器と他人の所有する他の財産との交換
貸付け	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に 供する処分	取得した設備・機器に対する抵当権、その他の担保権の設定
取壊し	取得した設備・機器の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	取得した設備・機器の使用を止め、廃棄処分すること

5. 処分制限期間中の財産管理の方法

- 「取得財産等管理台帳(様式地エネ第17号)」を作成し、申請者自身で管理する。
- 「取得財産等管理明細表(様式地エネ第18号)」を作成し、毎年度更新する。

6. 処分制限期間中の財産処分

- 処分制限期間中は、取得した設置設備を石油協会の許可なく「処分」することはできません。
- やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に石油協会に対し「処分承認手続き」が必要になります。
- ただし、石油協会の処分承認を得て処分する場合でも、原則国の規定に基づき受給した補助金の一部又は全部の返還が必要です。
- 万一、石油協会の許可なく処分してしまった場合は「交付決定取消し」となる場合があります。「交付決定取消し」となった場合は、受給した補助金に国の規定に基づく「加算金」を加えた額を国に返還しなければなりません。

7. 法令順守の義務

申請者資格は、申請時点の要件だけでなく、補助事業実施期間中においても要件を満たしておく必要があります。万一、補助事業実施期間中に申請資格者要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば申請の取消し、補助金交付後であれば補助金交付の取消し及び補助金返還が必要になる可能性がありますのでご注意ください。

記入例

捨印

(様式地工ネ第18号)

取得財産等管理明細表(2022年度)

交付承認番号 臨時 — — — 号
 住 所
 氏名又は名称 (補助金受給者)
 及び代表者名 印
 電話番号 担当者

区 分	ホ				
財 産 名	災害時専用臨時設置給油設備				
規 格		補助金額を記載するのではなく、取得費(消費税抜き)を記載する			
数 量	2台				
単 価	13,500,000円	円	円	円	円
金 額	27,000,000円	円	円	円	円
取得年月日	2022年●月●日				
耐用年数	8年	8年(7ページ参照) ※減価償却の際の耐用年数ではありません ※中古の場合は7ページ参照			年
保管場所	施設名又は住所				
補助率	10/10				
備 考					

脚注2の区分記号を記載する

補助金額を記載するのではなく、取得費(消費税抜き)を記載する

8年(7ページ参照)
※減価償却の際の耐用年数ではありません
※中古の場合は7ページ参照

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が業務方法書第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ) 地下埋設物等の入換工事、(ロ) 災害時専用臨時設置給油設備、(ハ) ペーパー回収設備、(ニ) 防水型計量機、(ホ) その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。